

募 集 要 領

令和 9 年度 展示即売店

陸上自衛隊木更津駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

千葉県木更津市吾妻地先に所在する陸上自衛隊木更津駐屯地において、展示即売店を設置及び経営する業者を次に記載する条件に従い募集する。

2 応募資格

本事業に応募することができる業者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参資格全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て自ら遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体勢を有する者
- (6) 業者の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
千葉県木更津市吾妻地先
- (2) 名 称
陸上自衛隊木更津駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

- (2) 設置業種
物品及び食品販売（その場において展示・販売が可能なもの。）
- (3) 店舗数及び面積
 - ア 店舗数
厚生センター棟 1 階 3 区画
 - イ 面積
A 区画：3. 7 8 m²、B 区画：4. 8 6 m²、C 区画：1 3. 2 m²
- (4) 設置日
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までのうち、土日祝祭日及び特に指定する日を除く 1 日単位（連続 1 0 日以内かつ、年度通算 3 か月以内とする。）
- (5) 細部条項
「仕様書」のとおり。

5 応募要領

- (1) 申請書等の提出
出店を希望する者は、次のとおり応募手続きを実施する。なお、提出された書類は返却しない。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書 1 部
「別紙第 1」様式のとおり。
 - (イ) 関係書類 各 1 部
 - a 企画提案書
「別紙第 2」様式のとおり。
 - b 主な販売商品・予定価格表
「別紙第 3」様式のとおり。
 - c 出店希望日及び使用区画
「別紙第 4」様式のとおり。
 - d 確約書
「別紙第 5」様式のとおり。
 - e 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - f 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
 - g 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - h 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - i 印鑑証明書
 - j 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
 - k 誓約書
「別紙第 6」様式のとおり。
 - l 役員名簿
「別紙第 7」様式のとおり。
- (※注) 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、
e、f 及び g に定める書類に代えることができる。
- イ 提出先
〒2 9 2－8 5 1 0
千葉県木更津市吾妻地先
陸上自衛隊木更津駐屯地業務隊厚生科厚生班（展示即売店公募）

ウ 提出期限

令和8年10月8日（木）書類必着

エ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難い場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあってはこの限りではない。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

提出書類の変更（修正、差替え、削除及び追加）を禁止する。

6 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。なお、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され審査により決しない場合には別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

7 出店業者決定日及び通知

(1) 決定時期

令和8年10月21日（水）予定

ただし、前項に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

(2) 決定業者への通知

電話にて通知する。

8 国有財産使用許可申請書の提出

(1) 申請書の配布

令和8年10月27日（火）までに決定業者に送付する。

(2) 提出期限

令和8年11月5日（木）書類必着

(3) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

9 問い合わせ先

〒292-8510 千葉県木更津市吾妻地先

陸上自衛隊木更津駐屯地業務隊厚生科厚生班長

電話番号：0438-23-3411（内線388）

10 その他

この募集要領に定めのない事項については、陸上自衛隊木更津駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

仕 様 書

陸上自衛隊木更津駐屯地

仕様書（その１）

1 業務件名

陸上自衛隊木更津駐屯地における展示即売店の募集

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊木更津駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

ただし、連日出店する場合はこの限りでない。

5 丙の資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 出店に関する協定等を遵守できること。
- (13) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日のうち、甲及び乙が協議して決定する日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀、衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報保全、（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及びに施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）個人情報の保護を遵守し、これに本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に秘密保全を遵守させるために必要な措置を採らなければならない。

- (3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

13 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、国に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除するときは、3か月前までに当該解除の理由及び予定期日等を明示した文書により甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の出店及び撤収に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を甲等に提出しなければならない。
- (10) 丙は、業務に使用する物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す環境特定調達品目である場合、その判断の基準等を満たすものであること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕様書（その2）

1 募集業種
展示即売店（物品及び食品販売）

2 設置場所
厚生センター 1 階 3 区画
A 区画：3. 7 8 m² B 区画：4. 8 6 m² C 区画：1 3. 2 m²

3 国有財産使用許可及び使用料
国有財産の使用許可及び使用料算出は北関東防衛局長が行う。

実績例 B 区画（4. 8 6 m²：年間 1 0 日間）¥ 8, 9 6 0 －（消費税込み）

4 営業時間
原則として 1 0 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分までの間とする。

5 その他の営業条件

- (1) 展示即売店として許可された場所以外での販売・営業活動は禁止する。
- (2) 節度を越えた音量等による広報及び呼び込みは禁止する。
- (3) 訓練用品を販売する場合は、陸自仕様とし、販売を制限されている物品の販売は禁止する。
- (4) 部隊の風紀、秩序を乱すような物品の販売は禁止する。
- (5) 国の行事、緊急時等は、丙が使用を許可された日であっても、国が使用する場合がある。
- (6) 甲と乙の協議により決定した出店日において、部隊の訓練等の都合により所在する人員が増減することがあるが、丙は一切の異議を申し立てることはできない。
- (7) 営業後は現状に回復し、撤収するものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
木更津駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

千葉県木更津市吾妻地先に所在する陸上自衛隊木更津駐屯地において、展示即売店の出店を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（2枚以内）

会社名:

設置希望業種：

設置希望場所：

1	主な販売商品・予定価格表（別紙第3）
2	営業日及び営業時間 (1) 平日 営業時間 (2) 土日祝日 営業 有 ・ 無 営業時間
3	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
4	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内） ※ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に対する考え方を含む。
5	衛生管理方法（200字以内）

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)
7 精算方法(レジ(現金)、券売機、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)
8 陸上自衛隊木更津駐屯地における営業方針(200字以内)
9 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 従業員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
10 その他のアピールポイント(200字以内)

主な販売商品・予定価格表

[illegible]

出店希望日及び使用区画

	第1希望日	第2希望日	第3希望日	その他の希望日	使用区画
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
木更津駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊木更津駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け(又は使用許可)を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動ぼうゴロ(※1)、政治活動ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当請求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社(店)所在地
〒
Tel
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日

役員名簿

商号又は氏名				
所在地				
役員名	フリガナ 氏 名	生年月日	性 別	住 所